

# 第3次寒河江市男女共同参画計画

令和4年3月

山形県寒河江市



### 第3次寒河江市男女共同参画計画の策定にあたって



寒河江市長  
佐藤 洋 樹

本市では、平成29年2月に第2次寒河江市男女共同参画計画を策定し、市民や事業者、他の行政機関の皆さまと連携して、関連施策を推進してまいりました。

この間、国においては、第5次男女共同参画基本計画を策定し、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点からの取り組みが必要であるとしています。また、国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにおいても、目標の一つとして「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化」が掲げられ、固定的な性別役割分担、無意識の偏見・思い込みが課題とされるなど、男女共同参画について一層の取り組みが求められております。

一方、本市において昨年7月に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」では、平成28年度調査に比べ、家事や子どもの世話等家庭生活の分野で意識の改善が見られたものの、全体としては、性別による固定的役割分担意識や男女の不平等感が根強く残っている結果となりました。

このような中、本市では、今年度から「さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」を目指すべき将来都市像に掲げ、新第6次寒河江市振興計画をスタートさせました。今後、この計画を基に、安全で安心な住みやすい生活環境を守り、市民の笑顔が溢れるまちづくりに取り組んでまいりますが、急速な人口減少や超高齢化社会が進む中、この将来像を実現するためには、すべての人が多様な意見や価値観を尊重しあい、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる社会、「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

このたび策定した「第3次寒河江市男女共同参画計画」では、SDGsの理念、本市の特徴である子育て支援の充実による仕事と生活の調和や男女ともに企業・家庭・地域等あらゆる分野で活躍し輝ける環境づくりなどの視点を取り入れるとともに、計画の一部をいわゆるDV防止法の「市町村基本計画」に位置付けるなど、社会情勢の変化に応じた内容としております。

今後とも、この計画に基づき、市民の皆さまと共に、一人ひとりが、性別に関わりなく個人として尊重され、支え合いながら、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまちを目指してまいりますので、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました市男女共同参画審議会の皆さまをはじめ、関係者の皆さまには心からお礼申し上げます。

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
○計画期間及び名称	1
○計画の位置づけ	1
2 第2次計画における取組状況	3
3 社会情勢の変化	
(1) 少子化・人口減少社会について	5
(2) 年齢3区分別の人口の推移	5
(3) 年齢階級別労働力率	6
4 男女共同参画の動向	7
(1) 男女共同参画に関する用語の認知度について	8
(2) 家庭生活や職場などでの男女の立場について	9
(3) 家庭生活の状況について	10
(4) 家庭における夫婦の役割分担について	11
(5) 女性の活躍について	11
(6) 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて	12
(7) 男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について	13
(8) 家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて	14
(9) 仕事と生活の調和のために必要な取組について	14
(10) 女性が職業につく、または、働き続けていくうえで必要な取組について	15
(11) 配偶者・パートナーからの暴力について	16
5 計画の基本方針	17
6 施策の体系	19

## 第2章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり【人権尊重・意識醸成】

施策の方向1 人権尊重の理念に対する理解の促進	20
施策の方向2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し	21
施策の方向3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	22
基本目標Ⅰの数値目標	22

### 基本目標Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和【職場環境】

施策の方向4 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	23
施策の方向5 仕事と生活が両立できる職場環境づくり	24
施策の方向6 職業分野での女性の活躍の推進	26
基本目標Ⅱの数値目標	27

### 基本目標Ⅲ 男女ともに能力を発揮できるまち【共働】

施策の方向7 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	28
施策の方向8 地域活動等における男女共同参画の促進	29
施策の方向9 女性の人材育成の推進	30
基本目標Ⅲの数値目標	30

## 基本目標Ⅳ 安全安心なくらしの実現【生活基盤・健康】

施策の方向10 男女間のあらゆる暴力の根絶	31
施策の方向11 生涯を通じた健康づくり	33
施策の方向12 生活上困難を抱える人への支援	34
基本目標Ⅳの数値目標	35

## 第3章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制	36
2 計画の進行管理	36
3 国・県との連携	36

## 付属資料

○男女共同参画社会基本法	38
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	43
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	53
○山形県男女共同参画推進条例	64
○寒河江市男女共同参画審議会条例	68
○寒河江市男女共同参画審議会委員名簿（五十音順）	69
○計画策定までの経緯	70